

4月1日から変更されたこと

4月1日から変更になった主な制度の変更点をいくつかまとめてみました。

◆制度変更

●働き方改革法が施行されます。

導入時期が2019年4月で中小企業であっても適用される主な点

▶有給休暇の取得義務

今までは有給を取得させることは義務付けられていませんでしたが、年10日以上
の有給が付与される労働者について、年間5日の取得が義務付けられます。

5日消化していない労働者がいたら最大1人30万円の罰金も設けられています。

▶脱時間給制度の導入(高度プロフェッショナル制度)

高度な専門知識をもつ高収入労働者(年収1075万円以上)を対象に労働時間
管理の対象から外す制度です。適用は労働者本人の希望が前提です。

▶勤務時間インターバル(休息期間)の努力義務

退社から出社まで一定時間を確保する制度です。

▶労働時間の把握義務付け

会社が労働者の労働時間を客観的に把握することが義務付けられます。

●改正入国管理法が施行されます。

▶人材不足が申告な14業種で一定の技能と日本語能力がある外国人の就労が
認められます。

◆負担増・給付減になる変更

●国民年金保険料が月額70円引き上げられ16,340円から16,410円になります。

◆負担減・給付増になる変更

●国民年金の支給額が満額の場合月額で67円増の65,008円になります。

●厚生年金の支給額が標準世帯の場合月額で227円増の221,504円になります。

●2019年2月1日の出産から自営業者やその妻の妊婦の国民年金保険料が産前
産後期間免除になります。

※新元号が令和となりました。改元詐欺が増えているようです。改元に伴い銀行等か

ら口座確認・キャッシュカード送付依頼等はありませんので注意してください。